

質問第二二二号

孤独・孤立対策担当室に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年二月二十四日

塩 村 あやか

参 議 院 議 長 山 東 昭 子 殿



孤独・孤立対策担当室に関する質問主意書

令和三年二月十九日、政府が内閣官房に「孤独・孤立対策担当室」（以下「担当室」という。）を新設したことを踏まえ、以下質問する。

一 担当室は、厚生労働省や文部科学省などから職員を集め、兼務を含む三十一人で構成されるということだが、この三十一人の内訳、それまで担当していた職務、後任の手当てはどうなっているか明らかにされたい。また、三十一人体制となつた理由も併せて示されたい。

二 昨今、若手の国家公務員の離職が相次ぐなど、国家公務員不足が指摘されている中で、担当室に三十一人が手当てされているが、この三十一人がそれまで担当していた部署で人員はそれぞれ補充されているのか、それとも補充されていないのか示されたい。

三 前記一及び二に関して、担当室発足に当たり、新型コロナウイルス感染症対応で多忙を極める厚生労働省などから職員を剥がすことは、担当室の職員が異動前にいた職場に更なる過重な労働を強いることになるのではないかと懸念するが、このような人員配置についてどのように考えているか、見解を示されたい。

右質問する。